

石川県中央会 会報 No.1

目 次

年 頭 所 感

- ◆戦略的連携強化への積極的支援 2
石川県中小企業団体中央会 会長 五嶋耕太郎
- ◆豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指して 4
石川県知事 谷本 正憲
- ◆年頭に当たって 6
全国中小企業団体中央会 会長 石川 忠
- ◆年頭所感 7
商工組合中央金庫金沢支店 支店長 小田切弘文

トピックス

- ◆第56回中小企業団体全国大会 開催される 8
- ◆「新連携」支援の概要及びイメージのご紹介（中小企業庁） 10
- ◆鞍月商業推進協議会が発足 12

中央会事業だより

- ◆コミュニティ再生・中小企業活力強化集会 開催される 13
- ◆組合青年部全国講習会 開催される 14
- ◆組合関係女性経営者等全国講習会 開催される 14

中央会からのお知らせ

- ◆中央会事務局が移転しました 15
- ◆石川県最低賃金（地域別最低賃金）及び産業別最低賃金の改正のお知らせ 15
- ◆起業挑戦支援無担保貸出制度のご案内（商工中金） 16
- ◆新事業育成資金のご案内（中小企業金融公庫） 17
- ◆セーフティネット貸付のご案内（国民生活金融公庫） 17
- ◆一般事業主行動計画を策定しましょう（石川労働局） 18
- ◆65歳継続雇用達成事業のご案内 24
- ◆県内の情報連絡員報告（10月・11月） 26
- ◆～迎春～（年賀誌上交換） 37



～戦略的連携強化への 積極的支援～

石川県中小企業団体中央会

会長 五嶋 耕太郎

年頭に当たり新年のご挨拶と新春のお慶びを申し上げます。又、旧年中に賜りましたご厚誼に対し、役職員一同と共に心から感謝申し上げます。

昨年は、最長の真夏日を更新した猛暑、度重なる台風の上陸、水害、又、記憶に新しい中越地震等、幾多の自然災害に見舞われた激動の一年でありました。

そんな中、景気の動向は年央より輸出、生産部門が緩やかに増加、在庫も低水準で推移、設備投資も企業収益の改善等により増加基調を維持、又、雇用環境も依然厳しい状況ながら一部で持ち直しの動きをみせる等、企業部門の改善が家計部門にまで広がり、堅調な回復過程にあると言われております。

しかし、景況感は大企業と中小企業では依然として格差が存在し、業種や地域別にも偏りが見られ、地域経済や中小企業があまねく景気回復の広がりを実感するまでには至っておらず、むしろ、中心市街地や商店街の衰退、企業の生産拠点の海外移転による地域産業の空洞化、公共事業の縮小など構造的要因により、経営環境は依然として厳しい状況下にあります。

景気回復を確実なものにするためには、経済社会基盤の中核として地域経済を支えている中小企業の活力強化が急務であり、いわんや地方経済の牽引役である中小零細企業の活性化が不可欠であるということは言うまでもありません。

地域経済並びに雇用創出の担い手として大きな役割を果たしてきた中小企業は、グローバル化の深化に伴う国境を越えた競争激化が派生、中小企業を支えてきた従来の取引関係・商慣行も大幅に変質、又、デフレ経済下で引き締めを図る金融機関への対応等、市場環境はより競争的なものへと変質し、自助努力の限界を超えた非常に厳しい経営を余儀なくされ、まさに危機的状況に追い込まれております。

このような状況の下で、痛みに苦しみ、自信を失いかげ、将来に強い不安を抱いている中小企業が、わが国経済のダイナミズムの源泉として、再生を目指して頑張れるよう、雇

用面や金融面でのセーフティネット機能の強化は勿論のこと、構造改革の実をあげるためにも、デフレ経済からの脱却を最優先とした、あらゆる政策を集中し、民需喚起と新規雇用を増やす対策等の早急な実施が強く求められるところであります。

競争的な市場環境が進展する中、中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増す中で、中小企業が個々で山積する課題に取り組むことは容易ではなく、協同化の精神を組合に結集することにより、経営資源を相互に補完し、自己の経営革新を図ることが極めて有効であり、以前にも増して組合等、中小企業連携組織の果たすべき役割は重要であると認識しております。

折りしも、本年は中央会創立50年という記念の年にあたります。

本年度は創設の原点に立ち返り、中央会に課せられた使命と役割を十分に認識し、中小企業組合の中核的支援機関として会員団体はもとより中小企業に向けてしっかりと軸足を置き、中小企業の安定的な成長のため、裾野の広い創業・新規開業等、新たな事業分野を創造開拓する中小企業の支援に重点的に取り組むとともに組合をはじめとする多様な連携組織が、進展する構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう積極的に支援していく所存であります。

会員諸賢には旧年にも倍したご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が幸多かりしことをご祈念申し上げ、年頭の挨拶に代えさせていただきます。



豊かな暮らしを支える産業社会 づくりを目指して

石川県知事

谷本 正憲

明けましておめでとうございます。希望に満ちた輝かしい新春を、ご健勝でお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

皆様方には、県政の推進につきまして深いご理解と絶大なご協力を賜りましたことに、本誌面をお借りして厚くお礼申し上げます。

昨年は、皆様方のご支援を賜り、お陰様で、7月に能登空港が1周年を迎え、予想を上回る高い搭乗実績を挙げる事が出来ました。また、11月には小松・成田便、小松・上海定期便が開設され、本県と世界を結ぶ扉が開きつつあることを実感できた年でありました。また、年末には、北陸新幹線の金沢までのフル規格による着工が決定しました。多くの皆様方の永年のご尽力に感謝を申し上げますとともに、金沢以西への延伸に向け取り組みを強化していきたいと考えております。

今後は、そうしたインフラの利活用に知恵を絞り、地域の活性化につなげたいと考えております。

さて、最近の我が国経済は、生産は横這いながら、設備投資が増加し、個人消費も緩やかに増加するなど、回復が続いております。本県経済においても、個人消費の持ち直しの動きが続いており、生産面では、一般機械やIT関連分野を中心に堅調に推移し、設備投資についても増加が続いているなど、業種、企業規模による跛行性はあるものの、全体として着実に回復しております。

また、雇用面においても、有効求人倍率が1に近づくなど改善傾向にあります。

地域経済再生への期待が高まっている中で、こうした兆しを本格的な景気回復に向けた力強い動きへと繋げるため、昨年4月に設備資金の融資枠を大幅に拡大し、積極的な設備投資の誘発を図るとともに、引き続き「中小企業再生・事業転換支援プログラム」を積極的に推進し、県内中小企業者の足下の強化に努めております。

また、雇用につきましては、全体として改善傾向にあるものの、中高年齢者では就職困難な状況が続いているため、企業での職場実習など円滑な就業のための支援に努めているところであります。一方、失業率が高い水準にある若年者の就業支援対策としては、昨年7月、広坂庁舎のヤングハローワークを併設した若者しごと情報館内に、北陸唯一の「ジョブカフェ石川」を開設し、若年者に対するマンツーマンの就業支援やものづくり体験研修等に取り組むとともに、七尾市及び小松市にサテライトセンターを設置し、よりきめ細かな支援を行っております。

新産業の創出につきましては、昨年4月より本格的に開始した国の産学官大型プロジェクトである「脳機能計測診断支援システム」の事業化に向けた研究会等が発足しました。今後、本事業を足がかりに医・工連携を促進し、医療福祉分野における新産業の創出に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、国の構造改革特区の認定を受け、ベンチャー企業への賃貸施設として、いしかわサイエンスパーク内で整備を進めてきた「いしかわフロンティアラボ」が、昨年6月に開所いたしました。既設の

「いしかわクリエイトラボ」と併せ、ベンチャー企業の育成及び新産業創出の拠点として積極的な活用
に努めてまいります。

商店街の活性化につきましては、中心市街地活性化法に基づき、これまでに6市5町で中心市街地活
性化基本計画が策定され、このうち、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、津幡町の5市1町に
TMO（タウンマネジメント機関）が設立されるなど、中心市街地活性化に向け、ハード・ソフト両
面にわたり意欲的な取り組みが展開されております。県といたしましては、活性化モデル商店街支援事
業をはじめ、各種の国庫制度や基金を活用し、積極的に支援してまいりたいと考えております。

伝統工芸産業は、文化面のみならず地域経済においても、本県を特色づける重要な産業であります。
今後とも、更なる振興に向け、後継者の育成はもとより、需要喚起につながる新商品開発、情報発信や
販路開拓等について、各産地と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

観光の振興につきましては、韓国では昨年3月から、中国では昨年9月から修学旅行のビザ（査証）
が免除されたところであり、加えて中国の団体観光旅行のビザ発給対象地域が拡大されることとなりま
した。県としては、こうした動きを踏まえ、小松・能登両空港における国際便の路線充実に弾みをつけ
るため、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業とも連携を図りながら国際観光戦略を強力に推
進していくこととしております。そのため、昨年10月、中国、台湾、韓国などを対象とした旅行代理店
等担当者の招聘や観光ミッションの派遣、国際旅行展への出展など多方面にわたる施策を展開してき
たところであります。

温泉地の活性化につきましては、主要温泉の入り込み客数が前年を下回るなど、厳しい状況にあり、
団体客中心から個人客中心の最近の観光ニーズに積極的に対応していくことが必要となっております。
このため、県内の主要温泉地では、温泉地まちづくり計画を策定し、その実現に向けてハード・ソフト
両面の事業が展開されているところであります。県としては今後とも地元市町と連携しながら、地域が
主体となった前向きな取り組みに対し積極的に支援してまいりたいと考えております。

このほか、海外戦略への支援、ベンチャー企業の育成、経営革新への支援、企業誘致など各種施策を
積極的に推進し、県民の皆様方の豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指し、最大限の努力を行っ
てまいります。

産業振興策の中期指針である「石川県産業高度化10カ年戦略」策定から9年が経過し、国際展開の
進展、国内拠点のニッチ化、企業の社会的責任などの新たな課題の発生、産業クラスター、構造改革特
区、地域間競争の激化など、地域経済を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後の本県産業
の発展に向けた新たな指針となる「石川県産業革新戦略（仮称）」の策定に取り組んでいるところであ
ります。昨年10月に中間報告を取りまとめ、産業間の連携による新しい産業の創出、本県経済を牽引
するモデル企業の育成など、今後の産業振興の方向性を提示したところであります。現在、タウンミー
ティングを開催し、幅広く皆様方の意見を頂いているところであり、本年3月末の策定に向け、内容の
さらなる充実と具体化を図ってまいりたいと考えております。

また、本県観光振興の基本指針である「ほっと石川観光プラン」については、抜本的な見直しを行っ
ているところであります。一昨年7月の能登空港の開港による一県二空港時代に対応した広域周遊観光
の推進、小松・上海便就航等航空路線の充実等を踏まえた海外誘客の推進や外国人観光客の受入体制の
整備、他産業との連携の強化など、裾野の広い総合産業として新しい時代に相応しい観光振興策に取り
組んでまいりたいと考えております。

本県経済は回復基調にあり、地域経済の再生への期待が高まっておりますが、これを本県経済の着実
な飛躍へつなげる努力を怠ってはならないと考えております。この新しい年が皆様方にとりまして明る
い展望の持てる年となるよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援・ご協力
をお願いいたしまして、新年のごあいさつといたします。



年頭に当たって

全国中小企業団体中央会

会長 石川 忠

明けましておめでとうございます。

平成十七年の年頭に当たり、全国の中小企業の皆様並びに中小企業組合等中小企業団体の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年、倒産件数は減少傾向を示したものの、多くの中小企業は依然として収益低迷と過剰債務に悩まされ、倒産リスクが解消されないままに推移し、失業率が依然五%に近い水準で、また、完全失業者数も三〇〇万人を超えるなど不安定な経済社会状況で推移いたしました。また、昨年、過去最高を数える台風の上陸、新潟中越地震の発生と、正に天災に明け暮れた一年でありました。さらに「国から地方へ」、「官から民へ」の方針の下、地方分権と財政再建を同時に目指し、国庫補助金、税源移譲、地方交付税の三位一体の改革の議論が進められるなど、特に、地域中小企業に不安を与える動きが活発化した年でもありました。

依然として続く長期にわたるデフレ不況、円高の進行下、先行きが見えない極めて厳しい状況のまま新年を迎えることとなりました。

このような環境下においては、一日も早く景気回復の効果が広く及ぼされ、中小企業が元気を出して頑張れるような政策展開が何よりも不可欠であり、また、全国の中小企業がどの地域においても政策支援を受けられるよう十分な環境を整えることが重要であります。

また、現在、国を挙げて世界最高水準の科学技術創造立国の実現、とりわけ、産学官連携の強化が重要課題とされる中、これを広汎に推進していくためには、より多くの中小企業が大学・研究機関との連携を大きく進めていく必要があります、その際、中小企業組合を連携の中核に位置づけることが極めて有効であると思います。

いずれにしても、今年こそは、日夜懸命な経営努力を続けている中小企業が報われ、希望の光が燦々と差し込む年としたいものであります。

全国中央会は、「行動する中央会」、「提案する中央会」として、また、中小企業組合運動の中核的組織体として、四十七都道府県中央会とともに、全国四万を超える中小企業組合等中小企業団体と一層連携を深め、中小企業の皆様のご期待に応えるため、その先頭に立って全力を傾注して参る所存であります。

中小企業組合等中小企業団体の皆様におかれましても、団結を第一に、中小企業の発展のため、共に力強く邁進いただきますようお願いいたしますとともに、本年が皆様にとって明るい年となりますよう心からご祈念申し上げ、年頭に当たってのご挨拶といたします。

平成十七年 元旦



年頭所感

商工組合中央金庫金沢支店

支店長 小田切 弘文

平成 17 年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

石川県中小企業団体中央会並びに会員の皆様方には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、積極的財政金融政策を受けて回復してきた米国経済、高成長を続ける中国経済を中心に、世界経済は堅調に推移いたしました。国内経済におきましても、公共投資の減少が続いているものの海外経済の拡大を背景とした、米国・アジア・欧州向けの輸出が好調に推移し景気回復基調が明らかになってきました。個人消費も雇用環境の改善等による消費マインドの改善を受けて持ち直しの動きがでてきました。しかし設備投資や輸出には頭打ちの兆しも表れており、景気回復の動きは徐々に緩やかになってきています。

中小企業を取り巻く状況ですが、今回の景気回復局面では、仕入・販売ルートの見直し、製造工程の見直し、固定費抑制等継続的な企業努力が実り収益も向上してきました。しかしながら価格競争等により、販売単価のデフレ傾向の改善が進まないなど厳しい状況も続いています。また、中国の原材料需要拡大や原油価格高騰の影響による素材価格上昇が今後の懸念材料であります。

このような状況下、当金庫で実施いたしました「中小企業の競争力強化についてのアンケート」では、競争力の源泉としては「技術力」「品質」「顧客ニーズへのきめ細かな対応」を重視するとの結果がでていました。まさにコアになる部分であります。さらに今後の競争力向上の手段としては「積極的な人材活用・教育」「研究開発」等の長期的な戦略を見据えた取り組みを重視するとの結果がでておりました。地域経済を支える中小企業の経営者の皆様は、厳しい環境下に在って新たな発展の基礎を築くべく将来を見据えて取り組んでいることに大変意を強くいたしました。

私ども商工中金も中小企業専門の政府系金融機関として、創業・革新・再生の支援、セーフティーネット機能の発揮、企業間・地域連携のサポート、新たな金融手法に取り組むなどの役割を通じて皆様の発展の一助となりますよう全力で取り組んでいく所存でございます。

今後とも石川県中小企業団体中央会様を初め中小企業関連団体、地域金融機関と一層連携を深め、皆様のニーズにお応えできるよう努力を続けてまいります。どうか本年も宜しくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今年の干支である酉は「とりこむ」と言われ商売などに縁起の良い干支であります。年頭にあたり、皆様にとって希望に満ちた素晴らしい一年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

第56回中小企業団体全国大会 開催される



今回参加の皆様です

—ガンバレ新潟!!—

全国中央会と新潟県中央会の主催による、第56回中小企業団体全国大会が、「新潟県中越地震」の影響が続く中、去る11月11日（木）に“今、変革の時…組織の力で挑戦！組織の力で復興への第一歩を!!”をキャッチフレーズに新潟県コンベンションセンター「朱鷺メッセ」において開催されました。

大会には、今般の新潟県中越地震により新潟県では甚大な被害が発生し、中小企業にも大きな被害が出ている中、組織の力で復興への第一歩をしるすべく、全国から4,100名の中小企業団体の代表者が参加、本県からは、大橋副会長をはじめ18名の方々の参加を戴きました。

参加されました皆様には、改めて厚くお礼を申し上げます。

大会には、来賓として、経済産業省副大臣 保坂三蔵、農林水産省総合食料審議官 田中孝文、厚生労働大臣審議官 高橋満、中小企業庁次長 西村雅夫、中小企業庁創業連携推進課長 北川隆文ほか各政党の代表、新潟県各関係機関代表等多数の臨席を得たほか、小泉純一郎内閣総理大臣をはじめとして各方面から力強い励ましのメッセージが寄せられました。

大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰があり、優良組合39組合、組合功労者69名、中央会優秀専従者26名が表彰され、石川県からは次の2名の方々が受賞されました。

○大 沼 利 洋 （石川県輸出縫製品工業協同組合 理事長）

○荒 井 角 男 （近江町市場商店街振興組合 理事長）

… おめでとうございます …

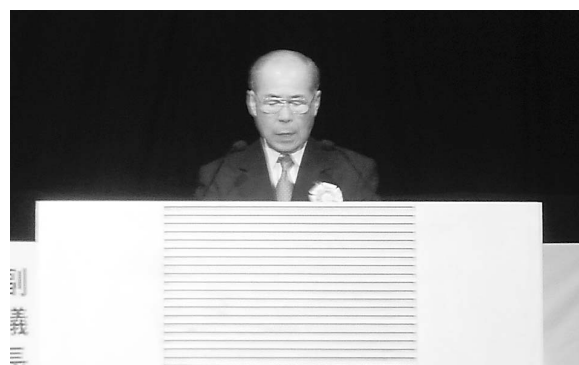
なお、次回第57回中小企業団体全国大会は、平成17年9月15日（木）、北海道「札幌ドーム」において開催されることが決定し、大会旗が次回開催中央会に引き継がれ、盛会のうちに閉会いたしました。

大会で採択された、中小企業施策等への要望

(特別議決)

「新潟県中越地震」被害に対する万全できめ細かな復興支援対策を！

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の充実・強化
2. 中小企業経営革新等総合支援法（仮称）による組合等連携組織の支援強化
3. 中小企業金融対策の充実
4. 景気に配慮した税制の見直しと中小企業関係税制の充実・強化
5. 中小企業の円滑な事業承継を可能とする税制の確立
6. 信用組合に対する支援の充実
7. まちづくり3法の抜本的見直しと中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化
8. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大
9. 中小企業に配慮した労働政策、教育政策の展開
10. 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制
11. 環境・リサイクル対策支援の拡充
12. 不当廉売の防止及び下請取引の適正化等公正な取引の推進
13. 組合等を中心としたIT対応支援策の強化



「新連携」支援の概要及びイメージのご紹介

(中小企業庁)

平成17年度における中小企業への支援策の一つ「新連携」支援についてご紹介します。

「新連携」支援の概要

新連携については、技術やマーケティングの専門家、政府系・民間金融機関等からなる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」をブロック毎に設置し、新連携計画の申請前から、関係する専門家が新連携プロジェクトを磨き上げ、かつ、プロジェクト・新連携計画認定にコミットすることで、地域の総力を結集しうる支援体制を構築します。また、新連携の計画認定後も専門家（プロジェクトマネージャー）が事業化までフォローアップする体制を組み、予算面でも技術開発、販路開拓等の新連携対策予算を重点的に投入します。

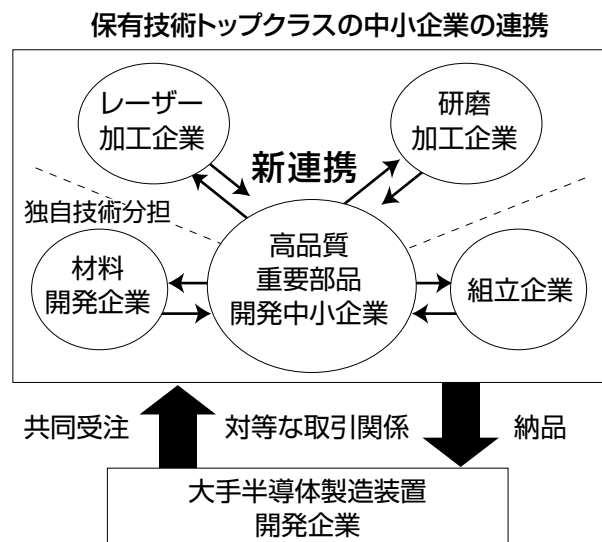
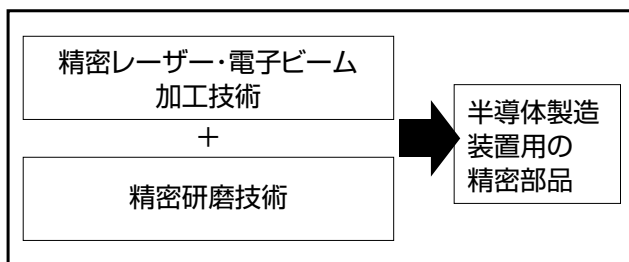
「新連携」のイメージ

中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すり合わせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携を支援する。

● 独自の高い技術力を持つ中小企業の連携（製造工程統合型）

コア企業：A社（レーザー・電子ビーム加工）
[東京都]

構成メンバー：B社（超精密研磨）[滋賀県]
C社（微細穴削加工）[大阪府]
D社（素材提供）[栃木県]

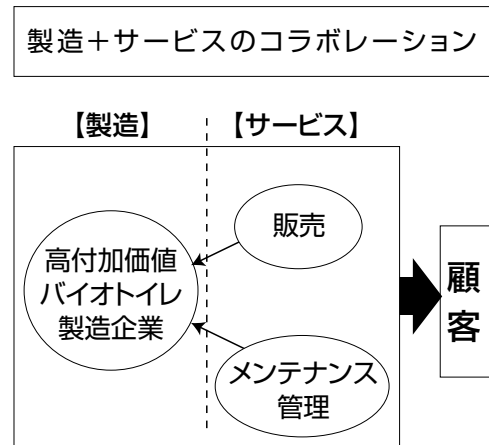
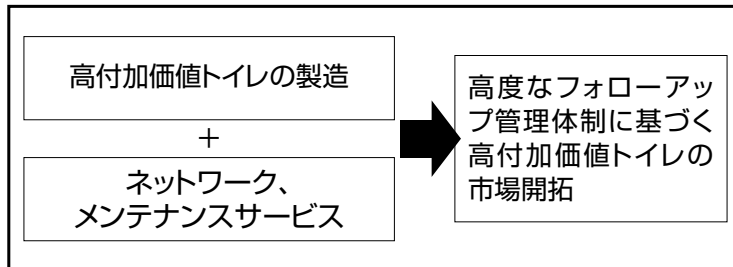


● 高機能トイレの新市場販売網の構築（製造工程統合型）

コア企業：E社（バイオトイレ製造販売）[大阪府]

構成メンバー：F社（販路ネットワーク）[大阪府]

G社（メンテナンスサービス）[大阪府]



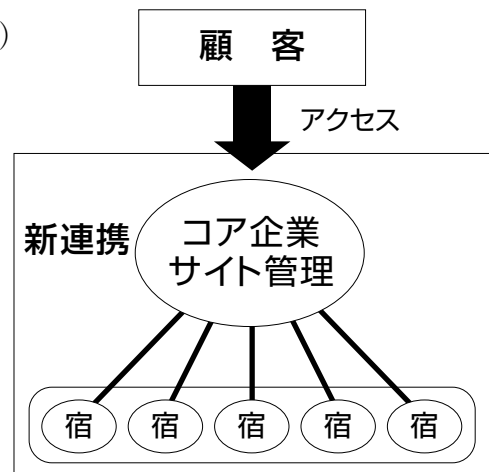
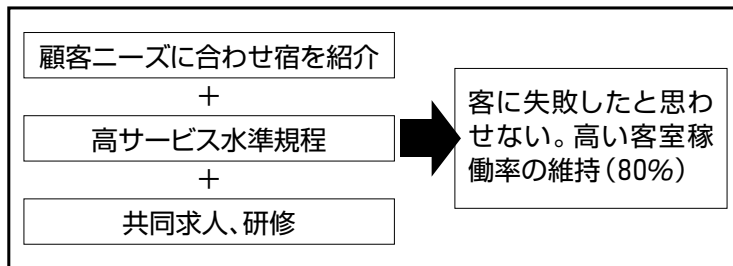
● 高サービスを提供する宿同士の広域連携（営業・ノウハウ共有型）

コア企業：P社（ポータルサイト管理、全体調整、受付窓口）

構成メンバー：H宿（群馬県伊香保）、I宿（栃木県那須）

J宿（長野県別所）、K宿（新潟県妙高高原）

他3宿



● 連携による特許技術の実用化、市場化（高度技術開発型）

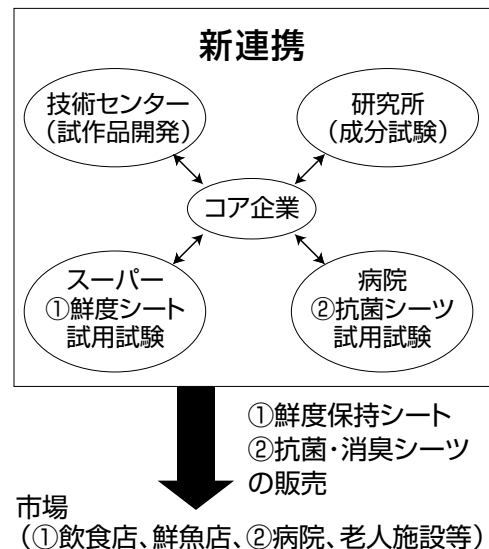
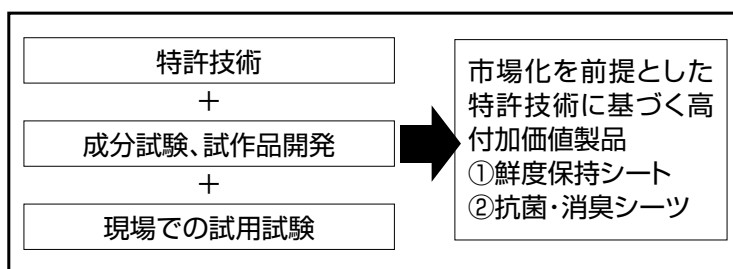
コア企業：Q企業組合（全体調査・特許所有）[高知県]

構成メンバー：L研究所（成分試験）[大阪府]

M技術センター（試作品開発）[高知県]

Nスーパー（試用試験）[兵庫県]

O病院（試用試験）[高知県]



～安全 安心 快適な環境づくりを目指す～ 鞍月商業推進協議会が発足

賑わい創出のための商業・交流機能の維持・増強を図ることを目的に、戸水1、2丁目地区に店舗を構える飲食、小売、サービス業者等による組織づくりが進められていた「鞍月商業推進協議会」の創立総会が12月14日（火）、石川県地場産業センター本会会議室で行われ、出席者が戸水地区の発展に向けて結束を申し合わせた。協議会は、清掃・環境美化活動や防犯連絡体制の充実等に一体となって取り組み、安全安心 快適な環境づくりを目指すとともに、本業で相乗効果を狙う。

総会では、矢野岳朗発起人代表（有矢乃屋社長：マクドナルド鞍月店）が挨拶、会則、活動計画及び役員3案を承認した。

同協議会は、平成14年度より本会が、県、市及び関係者等の協力の元、新県庁舎移転に伴い、周辺地区において新都心にふさわしい魅力的で賑わいのある街づくりを推進するために、中小企業者が取り組むべき活動ビジョンを策定、周辺地区を下記の3つの連携組織モデルブロック（①当該ブロック、②鞍月3、4丁目ブロック、③藤江北1～4丁目・西都1、2丁目ブロック）に設定した中の1つで、本年度から組織づくりのための調整を進めていた。同地区には22店舗の商業店舗が集積、その内の16店舗の会員でスタートした。

主な事業内容は次のとおり

■地区内の清掃・環境美化に関する事業

■地区内の防犯に関する事業

役員は次のとおり

【会長】	矢野 岳 朗	有限会社矢乃屋 代表取締役社長（マクドナルド金沢鞍月店）
【副会長】	油屋 泰 彦	有限会社フードあぶらや 代表取締役専務（8番ラーメン鞍月店）
【副会長】	津田 祐 則	株式会社エイム 取締役企画開発部長 （フィットネスクラブエイムムーンフォート）
【理事】	東野 敏	S o r a 豆ダイニング 社長
【理事】	飯田 賢 剛	株式会社アルペン スポーツデポ金沢店 店長
【理事】	中保 圭 悟	株式会社メガネトップ金沢駅西店 店長
【理事】	北谷 一 弘	株式会社西日本梅の花 金沢店 支配人
【監事】	吉田 大	北陸シティマネジメント株式会社 営業部営業課課長



協議会対象地区

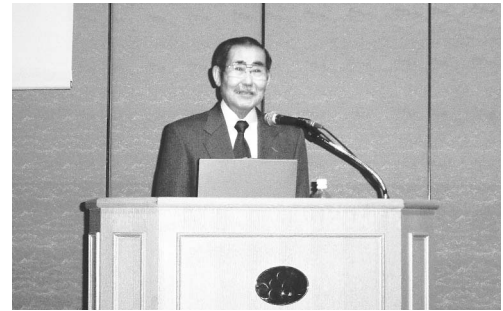


創立総会

コミュニティ再生・中小企業活力強化集会 開催される

コミュニティ再生・中小企業活力強化集会が、12月6日(月)午後3時半よりホテル日航金沢において、70名を超える出席者のもと開催されました。

まず、五嶋耕太郎中央会会長挨拶の後、金沢大学名誉教授 河野芳輝氏を迎え、「歴史から地震を知る」をテーマに講演がなされ、日本では決して安全な地域はないこと、東南海地域で近い将来において起こる可能性が非常に高い大規模地震について、また、“安心なまちづくり”、“防災”の観点から様々な分野で新たなビジネスチャンスがあることなど参加者にとって大変興味深い講演会となりました。



河野名誉教授による講演

講演に続き、中小企業者の声をより効果的な形で施策に反映させることを目的に活力強化集会が開催され、石川県中小企業青年中央会 諸江憲造副会長より宣言がなされ、満場一致の賛同を得、集会は盛会裡に終了しました。なお、ここで採択された宣言は、石川県中央会の総意として全国中央会へ提出されます。

宣言事項

I まちづくりの推進と地域産業の振興

1. 総合的なまちづくりとコミュニティ再生の実現
 - (1) 「まちづくり3法」の抜本的見直し
 - (2) 立地企業と地域との共生によるまちづくりの推進
 - (3) 中心市街地活性化対策の拡充強化
2. まちづくり運動としての観光振興の推進
3. 地域産業振興策の抜本的拡充

II 中小企業の活力強化と再生支援の充実等

1. 中小・小規模企業等の活性化対策予算の十分かつ安定的な確保
2. 包括的な事業承継税制の確立
3. 中小企業関係税制等の是正・拡充等
 - (1) 留保金課税制度の廃止
 - (2) 法人税率引き下げおよび適用所得金額の引き上げ
 - (3) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
 - (4) 交際費の損金算入規制の撤廃
 - (5) 金融所得課税一元化の推進
 - (6) 中小企業支援・連携組織である中小企業組合に対する税制措置の充実・強化
4. 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生支援
5. 中小企業の人材育成支援
 - (1) 中小企業の人材育成支援
 - (2) 人材投資減税制度の創設

III 自立的・本格的な景気回復の実現

IV 国をあげてのあらゆる対策による少子化問題の解決

V 社会保障制度改革等

1. 社会保障制度の一体的・抜本的改革
2. 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

VI 「環境税」の導入反対



集会風景



宣言を発表する諸江青年中央会副会長

組合青年部全国講習会 開催される

平成16年度組合青年部全国講習会が11月10日（水）午後1時30分より、ホテル新潟（新潟市）で開催され石川県中小企業青年中央会からは、松本雅之会長（近江町市場商店街（振）青年ビジョン委員会）が参加しました。

当日は、10月23日に発生した新潟中越地震の甚大な影響がある中にもかかわらず、県外からの多くの参加者を暖かく迎えていただき、大変な感銘を受けました。

開催にあたっては、全国中小企業団体中央会 石川忠会長、新潟県中小企業団体中央会 高橋助七会長及び全国中小企業青年中央会 杉浦雅人会長の挨拶、続いて「中小企業の地域密着型経営について」と題し、株式会社アルビレックス新潟代表取締役 池田弘氏が基調講演を行い、その後、これからの企業経営に活かすべく、ビジネスサポート分科会として建設、製造、生活・サービス及び環境の4テーマに分かれて開かれ、活発な意見交換が行われました。

なお、来年度は北海道札幌市で開催される旨の発表がありました。



全青中 杉浦会長あいさつ



基調講演を行う(株)アルビレックス新潟 池田氏

組合関係女性経営者等全国講習会 開催される



講習会の風景

全国の中央会女性部等の女性経営者を対象とした全国講習会が11月18日（木）、19日（金）、東京 第一ホテル両国において開催されました。

本会女性部からは、山岸淑子会長をはじめ6名の方々が参加いたしました。

当日は、全国から125名という大勢の参加のもと、江戸東京博

物館都市歴史研究室長・教授の小澤弘氏が「江戸東京400年の歴史に見る女性像」と題しご講演されました。また、「これからの企業経営を考えるー私と仕事ー」をテーマにパネルディスカッションを開催、パネラーの茨城県、千葉県、京都府の女性経営者3名の実体験をもとに参加者との意見交換が行われました。講習会終了後には、交流懇談会が行われ、翌日は、江戸東京博物館を視察しました。



参加者の方々

中央会事務局が移転しました

当会の事務所を平成16年12月27日（月）より下記所在地へ移転しましたのでお知らせいたします。

お近くに来られた際は、是非、お立ち寄りください。

（電話番号、FAX番号、E-mailアドレスは従来のとおり変更ございません。）

記

所在地 〒 920-8203
 金沢市鞍月2丁目20番地
 石川県地場産業振興センター新館5階

TEL 076-267-7711
 FAX 076-267-7720
 E-mail chuokai@icnet.or.jp

石川県最低賃金（地域別最低賃金）及び 産業別最低賃金の改正のお知らせ

石川県最低賃金 時間額 646円

下表の産業別最低賃金が適用されない労働者については、すべてこの石川県最低賃金が適用されます。

平成14年10月1日から地域別最低賃金は、時間額のみとなりました。

産業別最低賃金	最低賃金額		発効年月日
	日額	時間額	
紡績、染色整理、網・網製造業	日額廃止	693円	平成15年12月31日
金属製品・一般機械器具等製造業（略称）		777円	平成16年12月31日
自動車・自転車製造業（略称）		777円	平成16年12月31日
電気・情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業（略称）		715円	平成16年12月31日
百貨店・総合スーパー（50人以上の各種商品小売業）		738円	平成16年12月31日
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業（略称）		6,102円	763円
建設用・建築用金属製品製造業（略称）	5,406円	676円	平成5年12月26日

※産業別最低賃金については、年齢、業務、業種等により、適用除外されるものがあります。

商工中金からのご案内

独創的な技術・アイデアにより新規性の高い事業に取り組む中小企業の皆様へ

★起業挑戦支援無担保貸出制度

○対象となる方は…

新規性の認められる事業を行う次の全てを満たす中小企業者の方で、金融審査の上、債務超過でないと認められ、かつ当該事業計画につき円滑な遂行が見込まれる方。

- ①原則、創業1年以上7年以内であること。
- ②外部の専門家・学識経験者等で構成され、当金庫内に設置する「新事業審査委員会」から当該事業についての新規性を認定されること。(既に認定を受けている方も含みます。)
- ③事業化の見込みがあると認められること。

○対象となる資金は…

当金庫内に設置する「新事業審査委員会」が新規性を有するものと認定した事業を行うために必要となる設備資金、長期運転資金、短期運転資金

○貸付条件は…

- ・金額 …3千万円以内
- ・期間 …5年以内(うち据置6ヶ月以内)
- ・貸付形式 …証書貸付、手形貸付及び手形割引
- ・利率 …当金庫所定の利率
- ・取扱期限 …平成17年3月31日

○担保は…

借入に際して、新たな担保提供は不要です。

(但し設備資金の場合、原則として、融資対象物件を提供いただきます。)

○保証人は…

原則として保証人不要です。ただし、所定の「特約書」の差入がない場合は、代表者1名の保証が必要です。

○必要書類等は…

- ・決算書類、最近の試算表の他、当金庫所定の事業計画書等をご用意下さい。
- ・ご融資の際に所定の契約書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

○審査期間等は…

事業の新規性を認定する当金庫内「新事業審査委員会」は原則として月1回の開催となります。金融審査に要する期間もございまして、資金の必要時期等については、あらかじめ商工中金の各支店の窓口でご相談ください。

■ご利用手続き等につきましては、商工中金金沢支店までお願いいたします。

(TEL 076-221-6149)

新事業育成資金のご案内～(中小企業金融公庫)

ご利用いただける方

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の(1)～(3)のすべてに当てはまる方

- (1) 新たな事業を事業化されて7年以内の方
- (2) 中小公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方(審査会認定を省略できる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください)
- (3) 中小公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方

ご利用いただける資金

新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

担保条件等

- 担保、保証人(経営責任者の方)が必要です。
ただし、担保が不足する場合は、8千万円を限度として、担保徴求の一部免除が受けられるなどの担保条件の特例を設けています。また、ソフトウェア、特許権等の知的財産についても担保として活用いただける場合があります。
- 経営責任者のかたが信頼でき、当公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結した場合については、経営責任者の方の個人保証の免除が受けられます。
- 5年経過ごと金利見直し制度が選択できます。
- 利息のお支払い方法に特例を設けています。

融資の条件

- 融資限度額 6億円
- 融資利率 融資後5年目までは特別利率③、6年目以降は基準利率+0.2%
(経営責任者の個人保証を免除された場合は、上記の利率+0.3%となります)
- 融資期間 設備資金 15年以内
(うち据置期間5年以内)
運転資金 7年以内
(うち据置期間2年以内)

経営面のアドバイス

融資等の後も、経営課題についてのきめ細かなアドバイスをいたします。

お問合せ 中小企業金融公庫 金沢支店 TEL.076(231)4275

国民生活金融公庫のセーフティネット貸付のラインナップ

取引金融機関から貸し渋り・貸し剥がしを受けた方は…

デフレ等の影響により、売上や利益が減少した方は…

経済再生資金

- ◆ご利用いただける方
借入金の返済遅延や金融事故がないにもかかわらず、取引民間金融機関から次のいずれかに該当する「貸し渋り・貸し剥がし」の取り扱いを受けた方
1 借入残高を減少させられた方
2 契約した返済条件を超える返済をさせられた方
3 既住の借入に担保や保証人を追加させられた方
4 既住の借入金利を引上げられた方
- ◆ご融資額：別枠 3,000万円以内
- ◆ご返済期間：5年以内(特に必要な場合7年以内)

経営支援資金

運転資金円滑化資金

◆ご利用いただける方	売上が減少するなど業況が悪化している方	売上の減少、回収条件の悪化など一定の要件を満たす方
◆ご融資額	普通貸付と合わせて4,800万円以内	別枠 4,000万円以内
◆ご返済期間	5年以内 (特に必要な場合7年以内)	5年以内 (特に必要な場合7年以内)

※ご融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客さまのご希望に応じてご相談させていただきます。
※振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にも同様の制度があります。
※くわしくは、最寄りの支店にお気軽にご相談ください。

お問合せ 〒920-0974 金沢市川岸町47 国民生活金融公庫金沢支店 TEL.076(263)7191

一般事業主行動計画を 策定しましょう！

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を平成17年3月31日までに策定し、4月1日以降、速やかに届け出なければなりません。

300人以下の労働者を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届けるよう努めなければなりません。

少子化が急速に進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、少子化の原因の一つとして、仕事と子育てとの両立に対する負担感が指摘されています。

仕事と子育ての両立を進めるために、それぞれの企業等においても、男性を含めた全ての人が、仕事のための時間と、自分の生活のための時間のバランスがとれるような「多様な働き方」を選択できるように、働き方を見直していくことなどの取組が求められています。

事業主は何をしなければならないのですか？

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出る※義務があります。
- ・ 300人以下の労働者を雇用する事業主は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出る努力義務があります。

※行動計画そのものを届け出る必要はなく、行動計画を策定した旨を届け出ることとなっています。

※届出様式は、都道府県労働局で配付しているほか、下のホームページからもダウンロードできます。

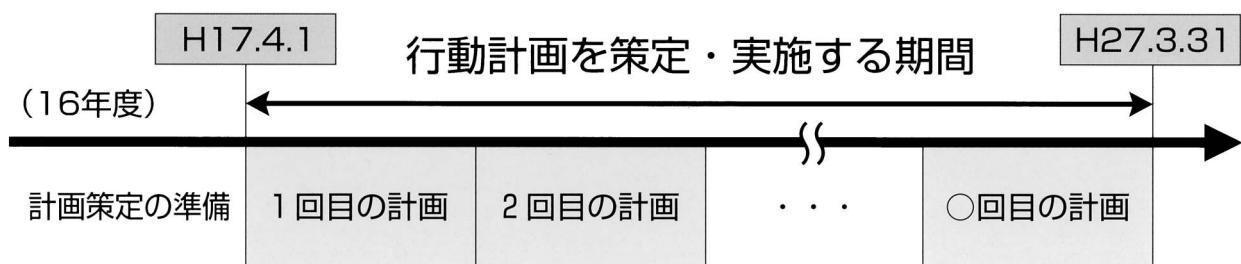
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

※ここでいう労働者とは、次のような場合が該当します。

1. 期間の定めなく雇用されている場合
2. 一定の期間（例えば、1ヶ月、6ヶ月など）を定めて雇用されている方で、その雇用期間が反復更新され、事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる場合（具体的には過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合、または採用のときから1年を超える期間について、引き続き雇用されると見込まれる場合）
3. いわゆる日雇い労働者の方で、雇用契約が日々更新されて事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる場合（具体的には2の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合、または採用のときから1年を超える期間について、引き続き雇用されると見込まれる場合）

◆1つの行動計画が終了した後はどうするのですか？◆

- ・ 平成17年4月1日から平成27年3月31日まで、行動計画を策定することとされているため、この10年間は、1つの行動計画が終了した後も、次の行動計画を策定していくこととなります。



行動計画とはどんなものですか？

- ・ それぞれの企業等が、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるものです。
- ・ 行動計画は企業等の実情に応じ、労働者のニーズを踏まえて策定されることとなりますが、例えば、次のようなものが考えられます。

計画期間は、経済社会環境の変化や労働者のニーズを踏まえて策定されることが必要であることから、一定の目標が達成されるための期間として、2～5年間で望ましいものです。

目標を達成するための対策として、いつ、どのようなことに取り組むかについて、記入していただきます。

(行動計画策定例)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの3年間
2 内 容

目標 1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。
男性社員・・・年に〇人以上取得すること。
女性社員・・・取得率を〇%以上とすること。

<対策>

- ・平成〇年〇月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・平成〇年度～ 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標 2 平成〇年〇月までに、小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・平成〇年〇月 労働者の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成〇年〇月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

目標 3 平成〇年〇月までに、社員全員の所定外労働時間を、一人あたり年間△△時間未満にする。

<対策>

- ・平成〇年〇月 所定外労働の原因の分析等を行うプロジェクトチームの設置
- ・平成〇年度～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年に〇回実施

このように、既にある制度の利用状況に関する目標を設定する方法があります。

制度の導入・拡充に関する目標を設定する方法も考えられます。

目標は、企業等の実情に応じていくつ設定していただいても構いませんが、アンケート調査や意見聴取などの方法により、労働者のニーズを踏まえた目標とすることが重要です。

事業主による次世代育成支援対策として考えられるもの

(「行動計画策定指針」より)

行動計画に盛り込む内容としては、次のようなものが考えられますが、これらを全て盛り込む必要はなく、企業等の実情に応じてこのうち必要なものを盛り込むこととし、これら以外の内容を盛り込んで構いません。

1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

育児をしている労働者を対象とする取組です。

- 妊娠中及び出産後における配慮
- 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
- 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
- 育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
- 事業所内託児施設の設置及び運営
- 子育てサービスの費用の援助の実施
- 子どもの看護のための休暇の措置の実施
- 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組です。

- ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
- 年次有給休暇の取得の促進
- 短時間勤務や隔日勤務等の多様就業型ワークシェアリングの実施
- テレワーク（ITを利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

認定を受けるために行動計画に盛り込むことが必要となる項目例

3. その他の次世代育成支援対策

対象を自社の労働者に限定しない、雇用環境の整備以外の取組です。

- 託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進
- 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
- 子どもが保護者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施
- 企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進

どんな目標を定めればよいのでしょうか？

- ・ 目標は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備などについて設定することとなります。
- ・ 企業等の実情に応じていくつ設定しても構いませんが、可能な限り定量的な目標とするなど、その達成状況を客観的に判断できるものとするのが望ましいものです。
- ・ 関係法令で定められている最低基準そのものを設定するのではなく、それを上回る水準のものとしましょう。

厚生労働省が定めた「両立指標」を活用すると、どの分野の取組が不十分なのかを把握することができます。また、「両立指標で現在△△△点であるのを○○○点以上にする。」という目標を設定することもできます。



「両立指標」とは？

- 企業等が自らの仕事と家庭の両立支援対策の進展度合いや不足している点を、61問の設問に答えて採点できます。その企業等の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。
- 両立指標は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/shihyou.html>
- インターネットで両立指標の設問をチェックすることにより、平均と比較しての自社の位置づけなど、様々な角度から自社の取組を分析できるファミリー・フレンドリー・サイト (<http://www.familyfriendly.jp>) もご利用ください。

事業主の認定とは？

- ・ 事業主は、一定の要件を満たす場合に、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができ、認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（マーク）を、広告、商品、求人広告などにつけることができます。
- ・ 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることが周知されることにより、企業イメージが向上し、その企業等に雇用される労働者のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の定着などが期待されます。
- ・ そのマークを求人広告やハローワークの求人票に記載することにより、優秀な人材を確保できることなどが期待されます。

認定を受けるために必要な条件は？

- ・ 認定を受けるためには、下の1～7の条件を全て満たすことが必要とされています。
- ・ 認定を受けることを希望する場合は、行動計画の策定段階からこれらの基準を踏まえることが重要ですが、策定しようとしている行動計画が、達成した場合に認定を受けられるものかどうかについては、都道府県労働局にご相談いただくこともできます。

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」※を講じていること。
※ 勤務時間短縮等の措置とは、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をいいます。
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。

常時雇用する労働者数が300人以下である企業等の場合は・・・

- 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいなかった場合でも、計画期間開始前の3年以内のいずれかの日に、男性の育児休業等取得者がいれば構いません。
- 計画期間内の女性の育児休業等取得率が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が70%以上であれば構いません。（例えば、3年遡ると取得率が70%に満たないが、2年であれば70%以上となるような場合は、2年分だけ遡って構いません。）

- 6 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 7 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

一般事業主行動計画についての厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

お問い合わせは、石川労働局雇用均等室へ。
 〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 電話 076-265-4429

65歳継続雇用達成事業のご案内

前号で、65歳継続雇用関係の「Q&A」を掲載いたしました。今月号でも引き続き「Q&A」その2を掲載いたします。

今回は、改正法により「65歳までの定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」、「定年の定め廃止」のいずれかの措置を講じなければなりません。継続雇用制度の導入に当たっては、原則として希望者全員を対象としなければなりません。労使協定で継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、特例措置により希望者全員を対象としない制度も認められます。

今月号では、労使協定に係る基準に関する「Q&A」その2を掲載いたします。

Q 1 労使協定で定める基準とはどのようなものなのでしょうか？

A 労使協定で定める基準の策定にあたっては、労働組合等と事業主との間で十分に協議のうえ、各企業の実情に応じて定められることを想定しており、その内容については、原則として労使に委ねられるものです。

ただし、労使で十分協議のうえ、定められたものであっても、事業主の恣意的な継続雇用を排除しようとする本改正の趣旨や、他の労働関連法規に反する、または、公序良俗に反するものは認められません。

適切でないと考えられる例

- ・「**会社が特に必要と認めた者に限る**」
←基準がないことと等しく、これのみでは本改正の趣旨に反する恐れがある。
- ・「**上司の推薦がある者に限る**」
←基準がないことと等しく、これのみでは本改正の趣旨に反する恐れがある。
- ・「**男性(女性)に限る**」←男女差別に該当。
- ・「**組合活動に従事していない者**」←不当労働行為に該当。

なお、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準については、以下の点に留意されて策定されたものが望ましいと考えられます。

① 意欲、能力等をできる限り具体的に測るものであること（具体性）

労働者自ら基準に適合するか否かを一定程度予見することができ、到達していない労働者に対して能力開発等を促すことができるような具体性を有する者であること。

② 必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること（客観性）

企業や上司等の主観的な選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことのないよう配慮されたものであること。

(以下次号に掲載予定)

65歳までの 継続雇用の導入

よっしゃ!見てくれワシらのちから!!

本格的な高齢社会を迎え、厚生年金の支給開始年齢の引き上げが行われるなどの状況の中、年金開始年齢である65歳までの生活安定の確保が必要となります。当中央会は、石川労働局の委託を受け、関係行政機関との連携をもとに企業における65歳まで継続雇用する制度の導入、改善を図るため、「65歳継続雇用達成事業」の普及・啓発運動を平成16年度から18年度の3年間にわたって行います。



こんな取り組みをします。

- ① 65歳継続雇用達成会議を当会に設置し、16年度中に65歳継続雇用達成方針を策定します。
- ② 65歳継続雇用に関する実態調査、導入事業所等のヒアリング調査を行い、調査分析し、阻害要因の洗い出しや現状の把握を行います。
- ③ 啓発活動（セミナーの開催、関連印刷物の発行）によ

- り、各種情報（調査結果、助成金等）を提供します。
- ④ 高齢者の雇用確保に関する事業主の自主的な取組を促進するための業務を行っている厚生労働省の外郭団体（社）石川県雇用対策協会との連携により、協会の高年齢雇用アドバイザーの方によって、相談・援助窓口として企業を個別フォローしてまいります。

石川県中小企業団体中央会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地
TEL.076-267-7711(代表) FAX.076-267-7720

県内の情報連絡員報告

■ 10月			
分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等	
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油出荷量は、前月比横這いだったが、前年同月比ではかなりの減少となり、累計でもやや減少のまま推移している。
		パン・菓子製造業	涼しくなり和菓子が求められるようになったと思われる。観光客も増え、やや売れ行き増加。
	繊維・同製品	織物業	原油価格上昇による原材料費、その他のコスト上昇。中国輸出の減少。
			絹分野では信用不安による売れ行き悪い状況が続く中、日本文化の見直し、きものへの感心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、多品種、少ロットの発注に終始し、また平成17年1月1日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国和装生産が、再活発化の動きも見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化衣料で好調なものも点在し、提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はいくらか見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性の改善には至っていない。高度成長を続ける中国への高付加価値差別化織物の輸出が期待される。しかし国内衣料需要は依然として低迷が続き、当産地の業況は厳しさが続く見通し。新商品開発に伴う設備の改良は見られるが、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ニット生地製造業	10月末に大手の名門企業が行き詰まり、11月1日をもって特別清算に追い込まれた。背丈に見合った展開を時流に遅れることなく、絶えず追求することの大切さが改めて呼び起こされる。
		その他の織物業	依然として少ロット生産が続き、売上げが8月度と匹敵するほど悪化した。スポット的な生産依頼が多く、中・長期計画がたてられない。
	春物展示会の結果は、各卸商社で前年並みとのことだった。11・12月分に向けて好転を期待している。		
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	10月度は、前年同月比10%の売上げ落ち込みとなった。今年は、7月からの売上げ落ち込みが依然として回復しないまま厳しい局面を迎えている。更には、原油高騰の経済環境下、原糸価格値上げの動きもあり、従来にない厳しい局面を迎えている。
			杉材においては、相変わらず安値横這いで推移。杉・档材とも長尺もの(8m、6m等)の動きが鈍い。これは新築住宅の着工が少ないものとみる。売上高の増加は、記念市を開いたため、良質材の杉・档・樺の出品が多かったもの。
	窯業・土石製品	砕石製造業	10月度は、需要面で若干の減少が見えてきている。ただ、11月後半に大型物件が複数予定され、数字的にはカバー出来ればと期待している。何とか年内は、平年並みで推移したいものである。
10月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比アスファルト合材向けは、33.6%増となり、4～10月の対同期比でも4.4%増となったものの、生コン向けは19.0%減となり、全体量でも12.3%減少となった。このような市況のなか、陸掘事業は、自然環境保全の観点から厳しい行政指導下であり、生産コストも年々高騰し、厳しい経営環境にあることから、10月出荷分より生コン向け価格を平均160円/t上げることになり、得意先に理解を求め、概ね応諾を得た。			
	陶磁器・同関連製品製造業	メゾン&オブジェ及びテーブルウェアフェスティバルの企画準備を進めている。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	窯業・土石製品	生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、10月末現在、前年同月比89.4%で4月から10月間の累計でも83.3%と前年同期に比べ低調に推移している。厳しい状況は続いているものの、多少の明るさが出てくるような気がしており、下半期に期待したい。
		粘土かわら製造業	重油、ガスの高騰が続き、コスト高となるが、製品の値上げは今のところ出来ない。
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	ほんの一部企業のみ部品の在庫調整の為に低調であるが、その他は全て多忙である。年間売り上げが25億円企業が10月度3億円の実績を上げている。
		非鉄金属・合金圧延業	前月同様、特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	繊維機械は低調だが、建設機械、工作機械、その他産業機械関係に支えられて、業況は比較的順調に推移している。しかし、銑鉄、コークスを含めた鑄造資材の値上がりが激しく、採算割れの厳しい経営を強いられている。そこで、先に鑄造製品の値上げが理解されたばかりのこの時期に再度原材料価格の変動に連動した製品価格のお願いを、鑄造業界統一して運動を展開することとなった。
			景況は回復基調にあると思われる。ただし、前年に比べ売上高は増加しているが、収益状況は横這いの傾向にある。要因は販売価格の低下並びに諸経費（原材料及び副材料等の値上り）の増加により利益率が低下している。
	機械器具の生産	仕入れ材料、原油価格の動向が先行き不透明	
	一般機器	繊維機械製造業	当組合員の主要取引先である繊維機械メーカーへの売上げは、半年間約20%の落ち込みが続いていたが、12月からようやく少しアップする見通しである。自動車、電機、建設機械、工作機械、その他産業機械向けの売上げは好調が続いている。素材価格上昇分の値上げ交渉はまだ十分ではないが、少しづつ進展している。
		プレス、工作機械	鍛圧機械の受注は、10月も高水準で推移している。鍛工会の主要6社統計（過去7年間の平均を100とした指数）によると、7～9月が平均150、10月はこれを上回る勢いである。よって平成17年度は、生産能力が不足することが必至であり、これに対応するため、関連する企業も含めて生産能力を増強することを進めている。
		機械、機械器具の製造又は加工修理	鉄工機電協会によるDI調査（7～9月）によると、概ね売上高、操業度、収益状況がプラスに転じてきており、安定化の傾向が前期に比較して見える。しかし、原材料価格についてはマイナス78.1となっており、石油価格の動向共々先行きの懸念材料となっている。このことは来期予想の「受注」「採算」「資金繰り」のポイントが下がっている事に見ることが出来る。
		機械金属、機械器具の製造	操業度は高い水準で維持されている。但し、ロット数が小さくなっていたり、納期が短く、生産性を上げ難い状況が続いている。従って、「忙しいが儲からない」ということになっているのだろう。鋼材等の材料費が安定せず、調達のタイミングによっては、高値購入も発生し、コスト圧迫要因となっている。建設機械・工作機械・食品機械関連の好調が続いており、強気な対策（設備導入、人員増など）がとられている。一方繊維機械・電気機械などは比較的元気がないように思える。
	その他の製造業	漆器製造業	近代漆器の市場は秋口に入っても、今、新規需要がなく正月用の需要が始まる年末11月までこの状態が続くであろうと思われる。量販店も同じく販売の減少が続いており、市場の回復が見込まれない。石油関連の値上げによる影響で、材料費の値上げが少しづつ出て来ている。伝統漆器も依然として回復の兆しがないが、正月用の商品が少しづつ出始めており、11月以降に少し好転を期待している。外国の廉価な木製品も売れ行きが頭打ちで、量販店の販売の減少が続いている。また廉価な輸入品の中国事情の先行きに不安を感じている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	催事販売を中心に、売上げを確保していたところは、相次ぐ台風の襲来により、様々な形の被害を受け、追い討ちの新潟県中越地震で全滅の状態であると聞く。合繊のインテリア関係は順調らしい。
		農畜産物・水産物卸売業	相変わらず売上高減少。業界の景況悪化が続いている。
		一般機械器具卸売業	住宅需要は、昨年並みで着工数もあまり変わりませんが、需要開発により換気扇、IHヒーター、セキュリティー等のニーズが出てきました。全体の数字を押し上げるほどではありませんが、東京消防庁が新築住宅に対し、住宅用火災感知器の設置を義務付けした事により、それに附随する設備費分が数字と成ってきています。
	小売業	燃料小売業	仕切価格1円前後の値下げがあり、値下げ以上にセルフ等の安値店で追随する動きがあり、全国的にはワースト地域となった。一般店では、過去の未転嫁分や掛売の未転嫁があり、大勢は価格の改定を行っていない。原油価格は最高値を更新する状況にあり、これから本格化する灯油の需要期には更なる値上げが予想される。
		機械器具小売業	9月度家電流通協議会の地域店への出荷伸びは85%、4月～9月累計伸び99%となり、夏場のRA、オリンピック需要増も上期累計では伸び減となった(総ルート伸び104%)。10月伸び100%、DVD伸び166%と好調なるも、その他の商品は全般的に目立った伸び商品はない。11月からの各社合展実販に期待したい。
		野菜・果実小売業	台風の被害等により品薄になり、価格高騰となる原因となった。そのため、売上げも伸びず、先月よりも減少となった。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	9月度に引き続いて今月も秋らしさが本格的に感じられず、秋物衣料は低調で振るわなかった。前年同月比97.5%(地域催事で売上げ確保に努力したケースもあった)。
		鮮魚小売業	9月の台風被害に続き、大型台風23号による未曾有の水害、そしてまた今度は新潟県中越地震と矢継早の天災(?) (人災?)。新潟県に関しては北信越ブロックの会長当番県として、同じ魚屋さんの罹災組合員に対するお見舞い等の対応に追われている。今年は全国的に台風・水災被害が多く、全国の多数の鮮魚店が営業不可能な状態に陥り、これがきっかけで廃業に追い込まれる組合員が多数見られた。個人営業の零細鮮魚店など、「こんなこと」があると、その後の生活等将来に対する不安が大きく問題として残る気がする。
		百貨店・総合スーパー	10月の売上実績164,977千円、予算比90.6%、前年比98.6%で前年割れが、キーテナントの方は前年比をクリアした。専門店の方の前年割れの原因として、昨年10月にオープンした店舗が前年比の3分の1しか売上げがなかったのと某店舗が改装のため、2週間営業休日だったのが原因の一つである。個店別では、36店舗中20店舗が前年をクリアした。(10月は土日が各1回多い)又、9月より実施している毎週水曜日の「お客様感謝デー」の成果は専門店ではなかったが、キーテナントの方は多少あったように思われる。部門別前年比はファッションが109.5%、服飾が87.7%、生活雑貨が98.2%、食品が107.7%、飲食が92.2%、サービスが87.9%。
		米穀類小売業	全国の予想収穫量872万7千トンが公表され、うち860万7千トンが主食用となり、需要量が859万トンが見込まれ、バランスがとれるようである。価格は横這いで、店頭販売が新米に切り替わる中、これまでのようにブレンド米は売れず、消費者は単品銘柄米の低価格米を注視しているようである。米の消費減が続き、小売店では販売に苦慮している状況です。
他に分類されない その他の小売業	台風によるキャンセルに加え、新潟県地震によってJR、高速道路まで止まり、多大な影響を受けた。		
商店街	近江町市場	秋の旅行シーズンのためか、旅行者が目立つ。台風のため、野菜類が高値、品数が少ない。鮮魚はカニ解禁に期待。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	商店街	尾 張 町	もういらない!といたくなる程台風当たり年になってしまったようです。特に23号は超大型だったために、太平洋側に行ったにもかかわらず、大きな風被害を受けました。これは、能登半島沖に抜けた場合と逆向きの風による、思いもよらない場所に被害が及んだためでしょう。そして引き続いての新潟県中越地震の勃発!ただ、不思議なことに、神戸の地震の折は、利益は別として大きな災害特需が起こったのに、今回はそれほどの特需が出てこなかった事です。神戸の時は、石川県・金沢市などの行政側から大きな協力要請依頼があったのに、今回はそうした声をあまり聞かなかったことです。逆に富山県の民間業者から在庫不足の補填受注が来ましたが、この辺は、新潟の行政区域が関東なため、富山市から向こう側でしか騒がず、高岡市からこっちは騒ぎが来なかったためでしょうか。
	サービス業	旅館、ホテル	10月の新潟県中越地震の影響で、予約のキャンセルがあり、また、台風等の影響等で全体的に宿泊増にはならなかった。更に行楽シーズンの11月は、これらの要因であまり期待がもてない。 どんどん消費者の多様化が進み、それに適えるサービス、施設等の種類やメニューが必要となってきた。費用的効果も望み難い中、街中の魅力の任う部分が増大している。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比2.4%減、前月比では6.6%減。新規登録車両は、前年同月比5.6%減、前月比では21.2%減で推移している。
		洗濯業	昨年比9%増加。収益状況も良くなった。旅館関係も残金が少なくなってきました。一般クリーニングの女性用が少なめです。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比の20.9%の増となった。内訳としては、民間土木52.6%の増、民間建築13.6%の増となり、民間としては18.5%の増となった。公共土木3.2%の減、公共建築129.9%増となり、公共としては22.4%の増となった。上半期をみると、官工事の受注は減少傾向が強まり、民間工事はやや改善したが、収益としては低水準で推移している。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率90%。仕事量も増加している。受注単価も改善されつつある。
		板金・金物工事業	新潟中越地震の影響があるかと思っただ、仕事量の増加につながらない。景気の停滞は続き、都市圏のような大型事業もなく、依然厳しい状況が年内続くものと思われる。
		管工事業	平成16年度上期のガス供給工事及び給水装置工事件数は、次のとおりで前年同期より減少している。ガス供給工事件数、H16 227件、H15 470件、48.3%。給水装置工事件数、H16 456件、H15 523件、87.2%。なお、10月分については、ガス供給工事件数、前年同月比33.9%減少。給水装置工事件数、前年同月比183.3%増となっています。
	運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	2ヶ月前と比べ、輸送回数、輸送人員共約98.8%、営業収入に至っては97.7%と落ち込んでいる。逆に営業時間は月当たり10時間以上の増加となり、待ち営業の時間が長くなっている。従って総走行距離、燃料の使用料は多少減少してはいるが、燃料費の高騰等により、支出額の減少にはつながらず、営業収入の減少分がストレートに生活費を圧迫している。
		一般貨物自動車運送業	依然として軽油の高騰及び收受運賃の低迷による資金繰りに苦慮しているようであるが、全般的に輸送量は対前月を確保しているようであり、收受運賃を上げる為の努力を強いられている状況のようである。 売上高は若干増加したものの、止まるところ知らずの燃料値上がりからコストが増加し、収益状況は著しく悪化している。更に我々中小規模の運送業者が優良顧客として長年取引を続けていた顧客に対し大手運送業者からの運賃のダンピング攻勢が行われることにより値下げの要求がでてきている。場合によっては、永年続けた取引も断念せざるを得ないケースも出て来ている。

■ 11 月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油の出荷量は、前月比やや増加したものの、前年同月比では大幅に減少した。依然として低迷しており、回復の兆しが見られないようだ。
		パン・菓子製造業	菓子業界だけなのか、売上げ、その他、全体的に低調。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では信用不安による売れ行き悪い状況が続く中、日本文化の見直し、きものへの感心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、多品種、少ロットの発注に終始し、また平成 17 年 1 月 1 日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国和装生産が、再活発化の動きも見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分織織物など差別化衣料で好調なものも点在し、提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はいくらか見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性の改善には至っていない。高度成長を続ける中国への高付加価値差別化織物の輸出が期待される。しかし国内衣料需要は依然として低迷が続き、当産地の業況は厳しさが続く見通し。新商品開発に伴う設備の改良は見られるが、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ニット生地製造業	前年同月比生産量は微減。但し、婦人アウター向けの生産は素材・編地にかかわらず苦戦が続いており、スポーツ向けや産業資材向けの生産も小ロット、短サイクル化が進み、採算は厳しい状況である。また先行きについても明るい見通しはなく、現状維持が精一杯と見られる。
		その他の織物業	悪化又は不変の状況が続いている。差別化製品とコスト競争力が課題となり、先行き予測困難。二極化が進行中、好転材料が見当たらない。 11 月度は、昨年 11 月に比べ、8% の売上落込みとなった。10 月中旬から 11 月初旬にかけては、若干順調な売上増加を描いたが、11 月中旬には、仕事量が急速に落ち込んでしまった。瞬間的には回復傾向を見せるものの、売上落込みが依然として回復しないまま厳しい局面を迎えている。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	仕事量の減少によるものか、買上材の引取り率が悪い。档土台材の価格が下落している。
			11 月度は、最近に例のない大型物件が集中したため、150 坪、200 坪、350 坪等成果的には貢献しているが、総合的には減少傾向を認めない。後 1 ヶ月ラストスパートを掛けたい。
	窯業・土石製品	砕石製造業	11 月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比生コン向けは 5% 減少となり、アスファルト合材向けは 5.2% 増となったものの、全体量では 3.2% 減少となった。10 月出荷分より生コン向け価格を平均 160 円/t 値上げは、得意先の理解が得られ、11 月に回収ができた。
			陶磁器・同関連製品製造業
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、11 月末現在、前年同月比 106.4% と 14 ヶ月ぶりにプラスとなったものの、4 月～11 月間の累計では、86.0% と前年同期に比べ低調な状況である。厳しい状況が続いているものの、先月と今月と多少明るい傾向が感じられるので、官需・民需ともに今後を期待をしたい。
		粘土かわら製造業	販売増加の要因は、①天候が良かった事。②台風、地震の応急処置が終わり、修理作業が本格的に多く出来るようになった事。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	先般の工作機械見本市で、機械メーカーが出品展示していたが、会期中に1ヶ月分の受注を受けてしまっているが、現在でも機械納期8ヶ月のものがすでに9ヶ月となってしまった。生産設備のことも考えておられる様だ。
		鉄素形材製造業	業況は先月と同様大きな変化は無い。ただ、生産量は前年同月比5～6%減で、12月の結果を見なければ分からないが、全体的に見ても5%前後の落ち込みである。受注は、企業間格差はあるものの比較的順調だが、機械加工付き、価格、納期しかも、小ロットと厳しい条件が要求されているので、成約は少ない現状が続いている。
			当工業団地の企業において、業種間で差異が生じてきているように思われる。依然として機械（建機等）及び自動車関連の企業（下請）は順調に推移しているが、IT関連は下降気味である。
		機械器具の生産	仕入材料の高騰が原因で、収益状況が悪い。
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	工作機械業界は好調（石川県内では松任市のT社、鶴来町のN社）。繊維機械は中国向けで若干停滞気味、今後の動向が気になるところ。材料費が相変わらず高止まりであり心配。下請けは見積もり段階で、原価割れのところもあり、今後の心配。大企業のようにコスト削減要因が少ないためである。年末資金（ボーナス）支給時期が近づき、今後の資金繰りも心配である。又、労働時間の1,800時間撤廃傾向にあるとの新聞記事があったが、今後の動向も気になるところである。今月はいみじくもサービス残業撤廃月間である。1,800時間の記事が出たのは偶然ではないような気がする。技能工不足で65歳定年制の移行に業界が今後どう反応するのかも関心事の一つかもしれない。円高が急速に進行している。景気の減速が心配されるところである。
		繊維機械製造業	当組合の企業は、機械加工を行っているところが多く、素材（鋼材、鋳造品、鍛造品等）の納期遅れへの対応に苦勞している。自給品は単価上昇と納期通りに入ってこないという両面で支給品は遅れが慢性化しており、段取り換えが多くなって、効率的な生産が難しくなっている。
		機械金属、機械器具の製造	高水準の操業度が維持されている。建機など一部業種では更なる増産を目指しているが、総体的には落ち着いた状態といえる。繊維機械の回復が先送りされており、それが主力のところは厳しい。鋼材・鋳物などの材料や、ベアリング等の要素部品などに品薄感が出ており、場合によっては、それらの調達状況が納期に影響を与えることがある。
		機械器具及び其の他金属製品の製造	業況については、事業所間格差が一段と進行している傾向が見受けられる。
	その他の製造業	漆器製造業	近代漆器では、正月用品の需要が見込まれる11月は、一部「おせち用」等の品が多少増加したが、期待ほどではなかった。量販店も同じく価格の廉価の物が多少増加した。しかし、このような状況が続く限り、市場の回復が見込まれない。石油関連の値上げによる影響で、材料費の値上がりが少し影響してきている。特に塗料等の科学製品に値上げの影響がある。伝統漆器も依然として回復の兆しが遅いが、正月用の商品が多少増加した。しかし全体としては低迷が続いている。これはライフスタイルの変化にもよるが、正月という行事そのものが無くなってきている為、正月用の用品の必要性が無くなっている。外国製品の影響は依然として、国産品も外国の廉価な木製品も売れ行きが頭打ちで、量販店の販売の減少が続いている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	全体的に上向きと聞く。
		農畜産物・水産物卸売業	流通形態の変化、水産物の需要減退などによって、相変わらず売上高が減少している。
		一般機械器具卸売業	例年のことですが、11月・12月になると得意先の倒産の噂が流れます。富山で1軒、少し離れていますが長野で3軒話が出ています。今のところ石川県では具体的に出ていませんが、かなり無理をしている所もあり、年末12月には1、2軒出そうです。得意先である電気工事業も工事の受注価格が乱れ、安値受注が横行しています。このトバッチリが我々電材卸業にもきており、苦しい状況です。年末商戦も安値横行と倒産の噂で、思い切った売り込みも出来ません。
	小売業	燃料小売業	寒波到来も無く、灯油の商機がずれ込み悪い昨年を更に下回っている。原油価格は上げどまり、少し軟化したまま小康状態にある。これから本格化する灯油の需要期に寒波が待ち望まれる。
		機械器具小売業	10月地域店出荷伸びは100%（総ルート101%）であった。11月は各社地域店の合展が開催されたが、伸びは100%を少し上回った程度で終わる。売上が伸びた店と伸びなかった店との二極分化がはっきりしてきた。商品では液晶・DVD大型TV、DVD等のデジタル関連商品は好調だが、白物家電品は低調。暖房器具は生産を停止したメーカーも多く、これで地域店が売上を稼ぐ時代は終わった。今後は床暖、エコキュート等、システム機器での取組が重要。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	秋を通じて寒気の南下が長続きしなかったことから（地球温暖化も含めて）、記録的な暖かさ（平均温度プラス2.5℃）で、防寒衣料全般に多大影響で、売上高が軒並みに低調であった（前年比92.5%）。今後の資金繰りが懸念される。
		鮮魚小売業	11月6日（土）カニ漁解禁となる。但し、日本海側1府6県の自主規制、資源保護の為、ズワイガニ（雄）は11月6日～翌年3月20日迄、甲バコガニは11月6日～翌年1月10日迄の漁期としている。本年は6日が土曜日の為、生産者（漁業組合）の要請により、金沢市中央卸売市場も翌7日（日曜日）を臨時営業日とし、仲卸組合、小売組合にも営業要請があり、平常通り営業した。幸い週末に向けて好天に恵まれ、かなり好況を呈した。9月1日の底曳解禁時と比べて、やはりカニの解禁はインパクトがある。このようなことから、前年同月に比べても売上げの数字的には遜色なかったように思う。
		百貨店・総合スーパー	11月の売上は予算費86.8%。前年比92.8%と9月・10月がほぼ前年並みだったのに対し、6%ほど悪化した。客単価が変わっていないにもかかわらず、買上客数は大幅に減少（約4,600人）した。気温が前年より高かったのも1つの原因だと思う。特招会の売上は前年並みだったけど、その後10日間の売上が悪かったのが今月の売上を大きく下げた要因であった。部門別では、ファッション102.5%、服飾90.7%、生活雑貨90.4%、食品91.1%、飲食93.6%、サービス70.0%であった。店舗別では前年クリアー店舗は37店舗中7店舗と今年度最低であった。
		米穀類小売業	世界の米標準は、粘りが少なく、独特の香りを放つインデカ米です。日本好みの粘りを持つジャボニカ米はむしろ特殊な存在です。インデカ米でもややアミロースの低いものの方が、ほのかな粘りがあるため高級米として評価されています。しかし香り、粘り、食感を重要視している日本の消費者が、新米の出回り最盛期にこれ等をクリアした。県内産をなぜ消費しないかと疑問を感じる販売店は10月よりさらに減少している。業務用販売で何とか継いでいる状況です。
		他に分類されない その他の小売業	自然災害により観光関係は不振を極めている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等	
非 製 造 業	商店街	近江町市場	カニの解禁に伴い、人出は多くなった。旅行客も少し多くなったように思える。野菜の高値が続いている。	
		尾張町	台風一過といいますが、11月は妙に天気の良い日が続き、前半は小春日和ならぬ小秋日和となり、街行く人の数も増えたようです。でも、そろそろ冬物の商戦をと考えている店には、ちょっと戸惑う様相があったのではないのでしょうか。景況は穏やかな中にも、ちょっと落ち着いた感じがしました。	
	サービス業	旅館、ホテル	景気動向は、基調の兆しと言われているが、宿泊業界にとっては、大変厳しい状態が続いている。このため、組合員からの脱退者もあり、先行き不透明な状態であり、一刻も早い好転になるよう期待している。しかし、政府の三位一体改革や年金問題等不安材料があり、国民に理解を求めよう説明しなければ、高齢者も余暇に回す余裕がないのではないかと思っている。	
		自動車整備業	国内温泉観光地の厳しさが続く。海外旅行の日常化が見られる（東アジア地区へ出かける機会の増加）。	
		洗濯業	継続検査対象車両数は、前年同月比3.3%減、前月比では6.7%減。新規登録車両は、前年同月比2.4%増、前月比では5.6%増で推移している。	
	建設業	一般土木建築工事業	前年度比5%減少でした。組合員も員外のホテル、旅館も少々のマイナスというところですが。しかし収益状況は好転しています。未収金が減少して、資金繰りが楽になった。	
		鉄骨・鉄筋工事業	建設工事の受注高は前年同月比18.4%減となった。内訳としては、民間土木32.3%増、民間建築48.6%減となり、民間としては29.5%減となった。公共土木2.1%減、公共建築42.3%減となり、公共としては14.2%減となった。	
		板金・金物工事業	稼働率100%。仕事量増加。受注単価も若干アップし改善されている。	
	運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	台風による被害があり、仕事量は増加しているが、細かい作業の為、収入の増加にはならない。大工からの依頼作業が減少している。新潟地震に係る仕事依頼はあるが、地元の仕事が多いので、出張する者はいない。(内訳、交通費相手負担。日当約2万円)	
		一般貨物自動車運送業	10月の新潟中越地方の地震被害で、上越新幹線、在来線の関係箇所の開通が遅れ、関東方面からの金沢駅の入り込み客が大幅に減少したため、駅構内での客待ち営業に影響した。又、相変わらず燃料(原油)価格が上昇傾向にあり、回復どころか落ち込み続ける収益に、個人事業を廃止する人が増加している。	
				地元建機メーカーは相変わらず好調な出荷をしているが、繊維関連の運送業者は、低調な荷動きであるようで、同業者とはいえ、企業格差が付いてきた中、更に運賃の低迷と軽油価格の高騰と、年末に向け明るい兆しは見えないが、軽油価格が12月より値下げが期待できそうであるが、わずかな金額であろう。
				荷動きはそこそこ活発であるが、ある組合員は、大口荷主の倒産による売上ダウンと回収不能売掛金の発生、別の組合員は、最大手荷主の値引き要請を受け入れできなかった(受け入れた場合は採算が合わず赤字となる)ための顧客喪失などがあり、売上高は減少している。また、燃料値上りや環境対策など各種規制をクリアする為の設備投資などからコストが増加し、収益状況は著しく悪化している。